

- ・ 焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（骨子案）
- ・ 焼津市家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例（骨子案）

平成 26 年 7 月 30 日

1 子育ての現状と課題

現状と課題

- 急速な少子化の進行（平成 23 年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚、出産、子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援の不足
 - ・ 家族関係社会支出の対 GDP 比の低さ
（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による、子育てへの不安や孤立感、負担感の増加
- 待機児童問題
- 親の働く状況の違いにかかわらない、質の高い幼児期の学校教育・保育が受けられる仕組みの構築への要望
- 放課後児童クラブの不足
- 30 歳代で低い女性の労働力率
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

現状と課題に
対応するために

対応の方策

子ども・子育て支援新制度

（平成 27 年 4 月 1 日本格施行を想定）

① 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供	② 保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善	③ 地域の子ども・子育ての充実
--------------------------	--------------------------	-----------------

【新制度のポイント】

ポイント① 共通の給付制度の創設

子ども・子育て支援給付（施設型給付、地域型保育給付、児童手当）

ポイント② 地域の子ども・子育て支援の推進

地域子ども・子育て支援事業

ポイント③ 認定こども園制度の改善

ポイント④ 保育に関する認可制度の改善

ポイント⑤ 保育の必要性の認定

ポイント⑥ 地方版子ども・子育て会議の設置

ポイント⑦ 子ども・子育て支援事業計画の策定

2 子ども・子育て関連3法

(趣旨)

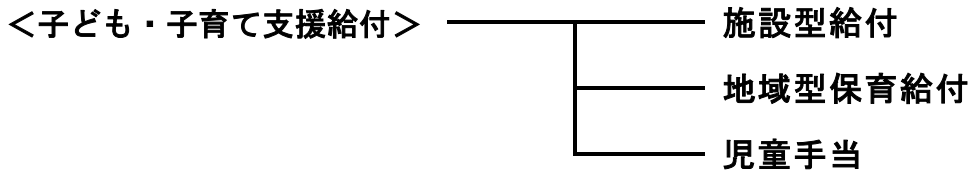
保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する仕組みを導入し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保と保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

(法律の構成)

法律名	主な内容
子ども・子育て支援法	<input type="checkbox"/> 子ども・子育ての基本理念、市町村等の責務を規定 <input type="checkbox"/> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などの共通の給付制度の創設 <input type="checkbox"/> 教育・保育施設、地域型保育事業者の確認 <input type="checkbox"/> 地域子ども・子育て支援事業を規定 <input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援事業計画の策定を義務化 <input type="checkbox"/> 地方版子ども・子育て会議の設置を努力義務化
認定こども園法の一部改正法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律	<input type="checkbox"/> 認定こども園法の目的規定の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設置者が欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定する <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園の認可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法第6条第1項に基づく学校であることを定義 ・ 設置者は国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人とする ・ 園長及び保育教諭の配置を規定 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例 ・ 保育教諭等の資格の特例 等
関係法令整備法 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	<input type="checkbox"/> 認定こども園法の廃止規定の削除 <input type="checkbox"/> 児童福祉法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所は乳児、幼児（0～5歳児）を保育する施設であることを明記 ・ 保育所は欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする <input type="checkbox"/> 小規模保育等の認可を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定

3 新制度の主なポイント

(1) 共通の給付制度の創設

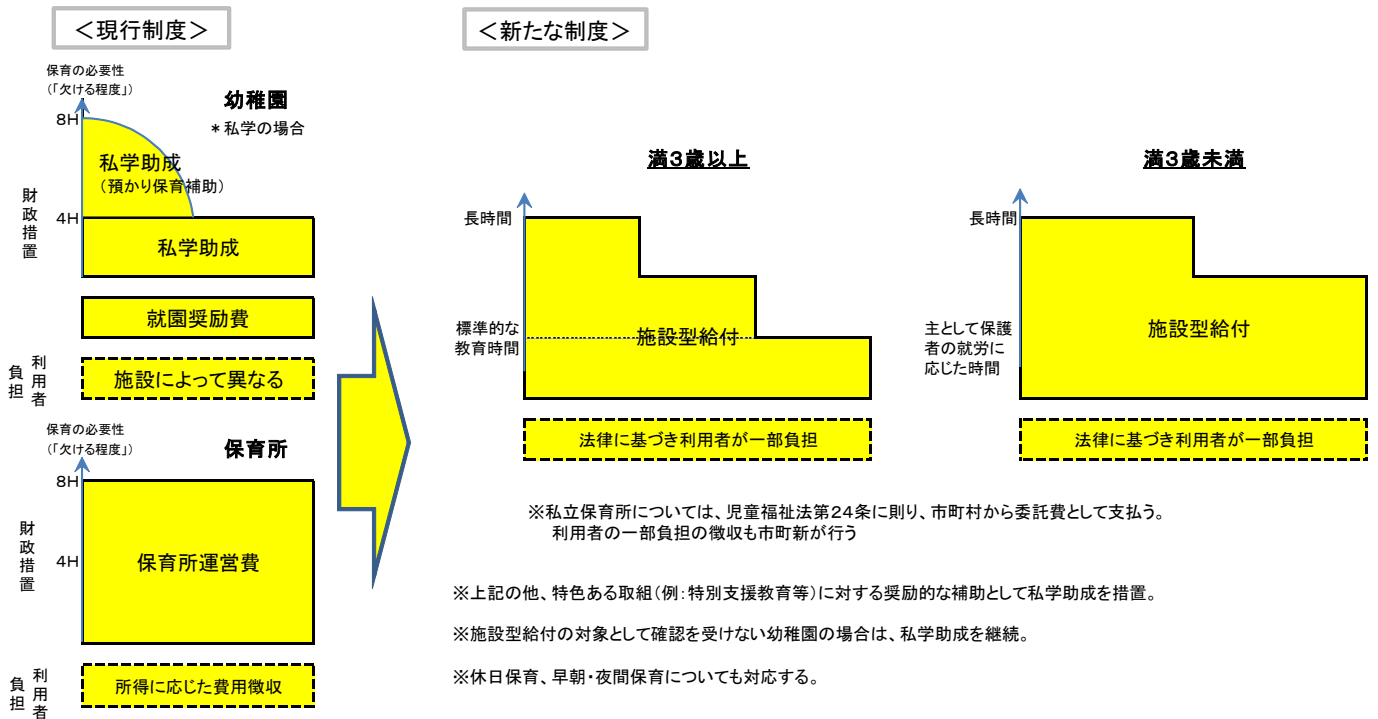


■施設型給付

幼保間の公平性・整合性の確保を図ることを目的に、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設を対象とした共通の給付を行う。

(給付の基本構成)

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



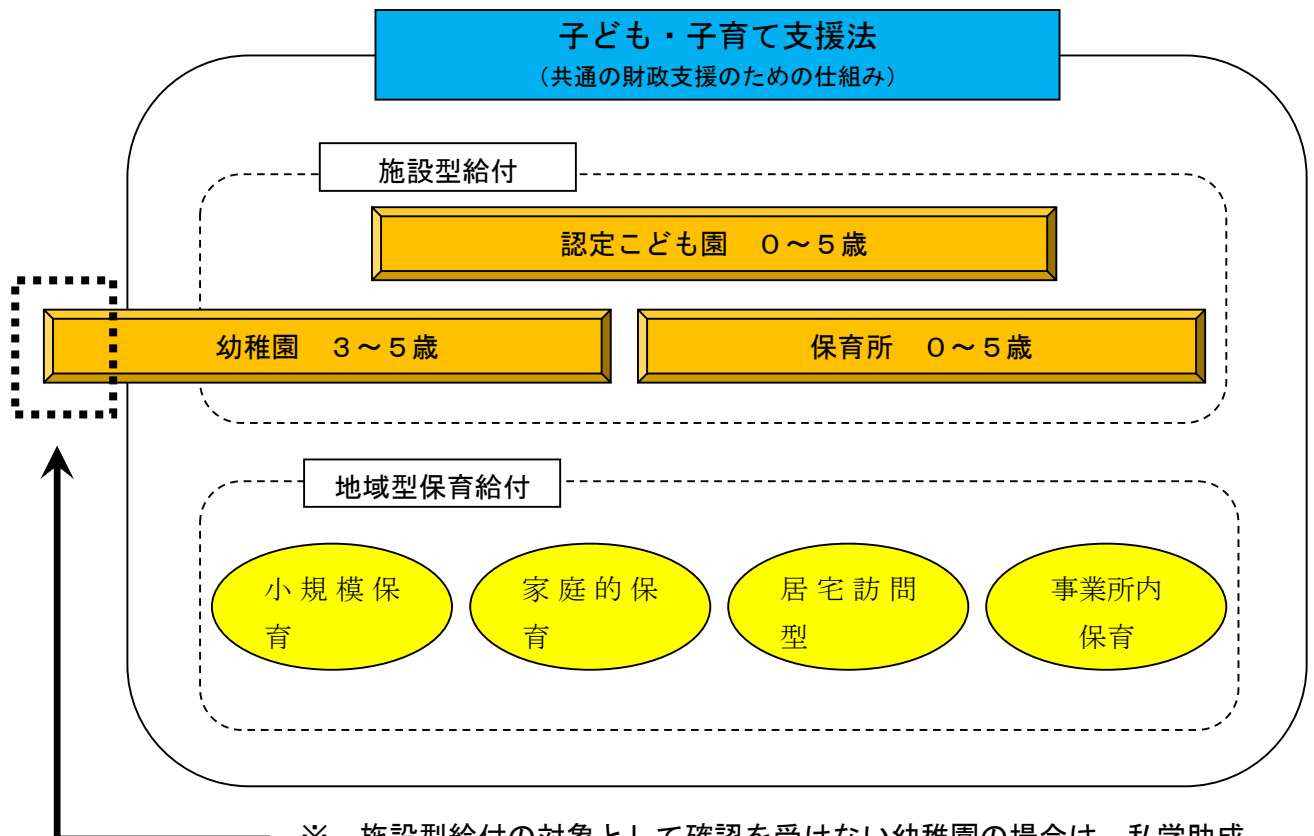
■地域型保育給付

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、多様な主体が多様なスペースを活用して質の高い保育が提供できる以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、児童福祉法に位置付けた地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組み。

- 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育（従業員の子どもに加え、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供「地域枠」）

* 市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育を組み合わせ、地域の保育機能を確保する

《施設型給付と地域型保育給付のイメージ》



■児童手当

児童手当法に基づく給付であるが、子どものための現金給付として子育て支援法での位置付けを明記する。

(2) 地域の子ども・子育て支援の推進

<地域子ども・子育て支援事業>

在宅育児家庭も含めたすべての子育て家庭を対象に、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域のニーズに合わせた子育て支援の充実を図るために、地域子ども・子育て支援事業を推進する。

(事業一覧)

No.	事業名	概要
1	利用者支援（新規）	教育・保育施設、地域の子育て支援事業などの利用について、情報収集と提供、利用相談、関係機関との連絡調整を行う。（横浜市の保育コンシェルジュなど）
2	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
3	妊婦健康診査	母子保健法に規定され、妊婦が定期的に行う検診費用を助成する
4	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取組みに対する支援を実施する
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業
7	ファミリーサポートセンター事業	児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かる事業
9	延長保育事業	通常の開所時間を超えて保育を行う事業
10	病児・病後児保育事業	保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業
11	放課後児童クラブ	共働き家庭などで留守となる家庭の小学生を対象に、放課後に適切に遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	特定支給認定保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加に要する費用などを助成する事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

(3) 認定こども園制度の改善

(現行制度の問題点)

現行制度における幼保連携型認定こども園は、幼稚園・保育所、それぞれの認可が必要なこと、幼稚園部分は私学助成、保育所部分は保育所運営費での財政措置など、二重行政の弊害により普及しないことが指摘されていた。

(改善内容)

現行制度	改正後			
<p><幼保連携型認定こども園></p> <table border="1"><tr><td>幼稚園 (学校)</td><td>保育所 (児童福祉施)</td></tr></table> <ul style="list-style-type: none">○ 幼稚園は学校教育法に基づく認可○ 保育所は児童福祉法に基づく認可○ それぞれの法体系に基づく指導監督○ 幼稚園・保育所それぞれの財政措置	幼稚園 (学校)	保育所 (児童福祉施)	<p><幼保連携型認定こども園></p> <table border="1"><tr><td>幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)</td></tr></table> <ul style="list-style-type: none">○ 学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設○ 指導監督の一本化○ 財政措置は「施設型給付」で一本化	幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)
幼稚園 (学校)	保育所 (児童福祉施)			
幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)				

※ 幼保連携型以外の幼稚園型、保育所型、地方裁量型について、施設体系は現行どおりであるが、財政措置は「施設型給付」で一本化される。

☆認定こども園とは

次の機能を備え、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設

1

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

2

地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育ての相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

* 認定こども園には、次のような多様なタイプが認められています。

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育園とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子供以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすタイプ

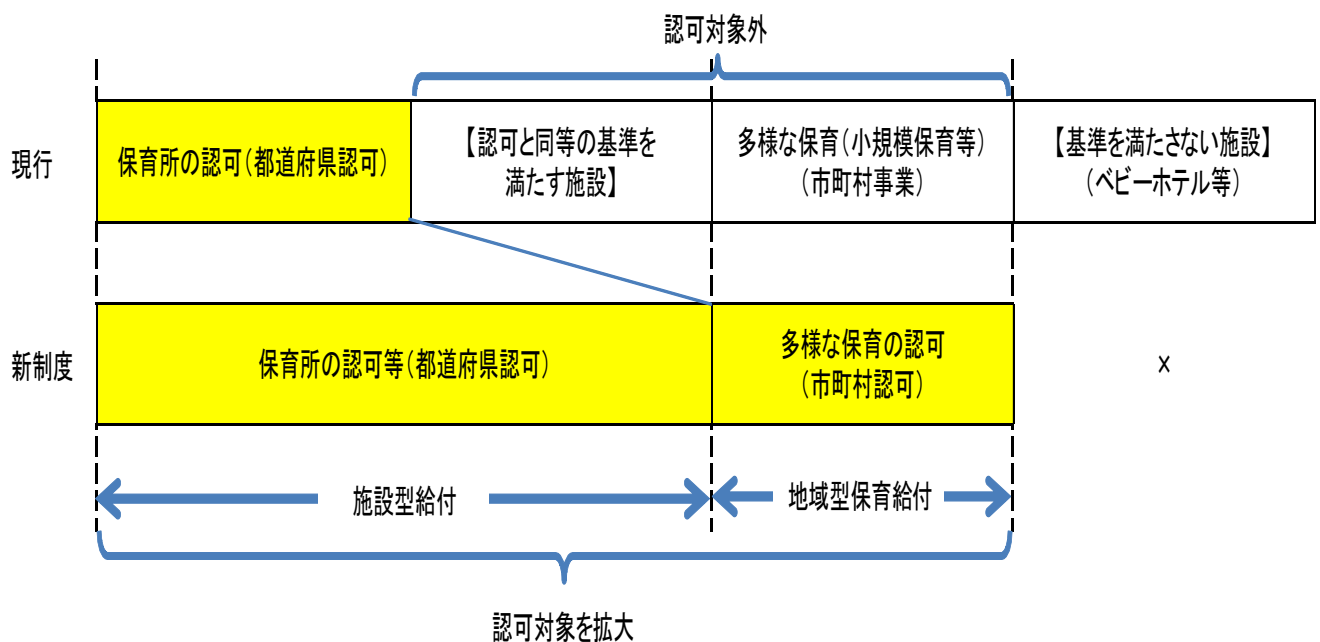
(4) 保育に関する認可制度の改善

(基本的な考え方)

○ 自治体の裁量によって、需要があるのに基準を満たす施設であっても認可されないことがないように、認可制度を前提としながら、認可制度の透明化を図り、保育需要の増大に機動的に対応するために、認可制度の改善を図る。

- ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
- ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可する。

【新制度における保育施設の認可イメージ】

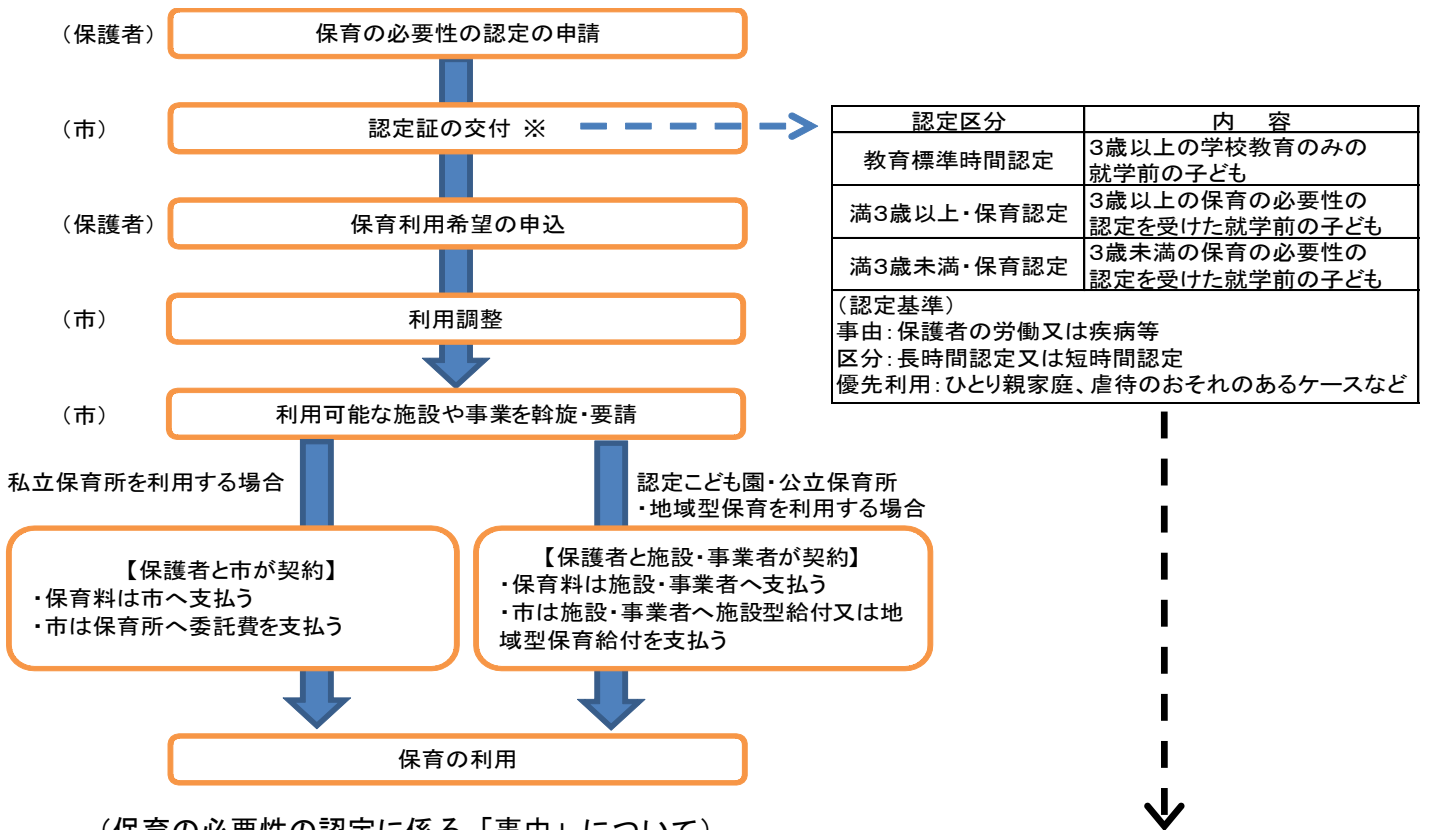


(5) 保育の必要性の認定

これまでは、「保育に欠ける」ことが保育所への入所要件だったが、新制度では、保育に欠ける・欠けないに関わらず、保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準を基に保育の必要性の有無や保育の必要量の認定を受けることとなる。

また、市町村は保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、利用調整を行うこととなる。

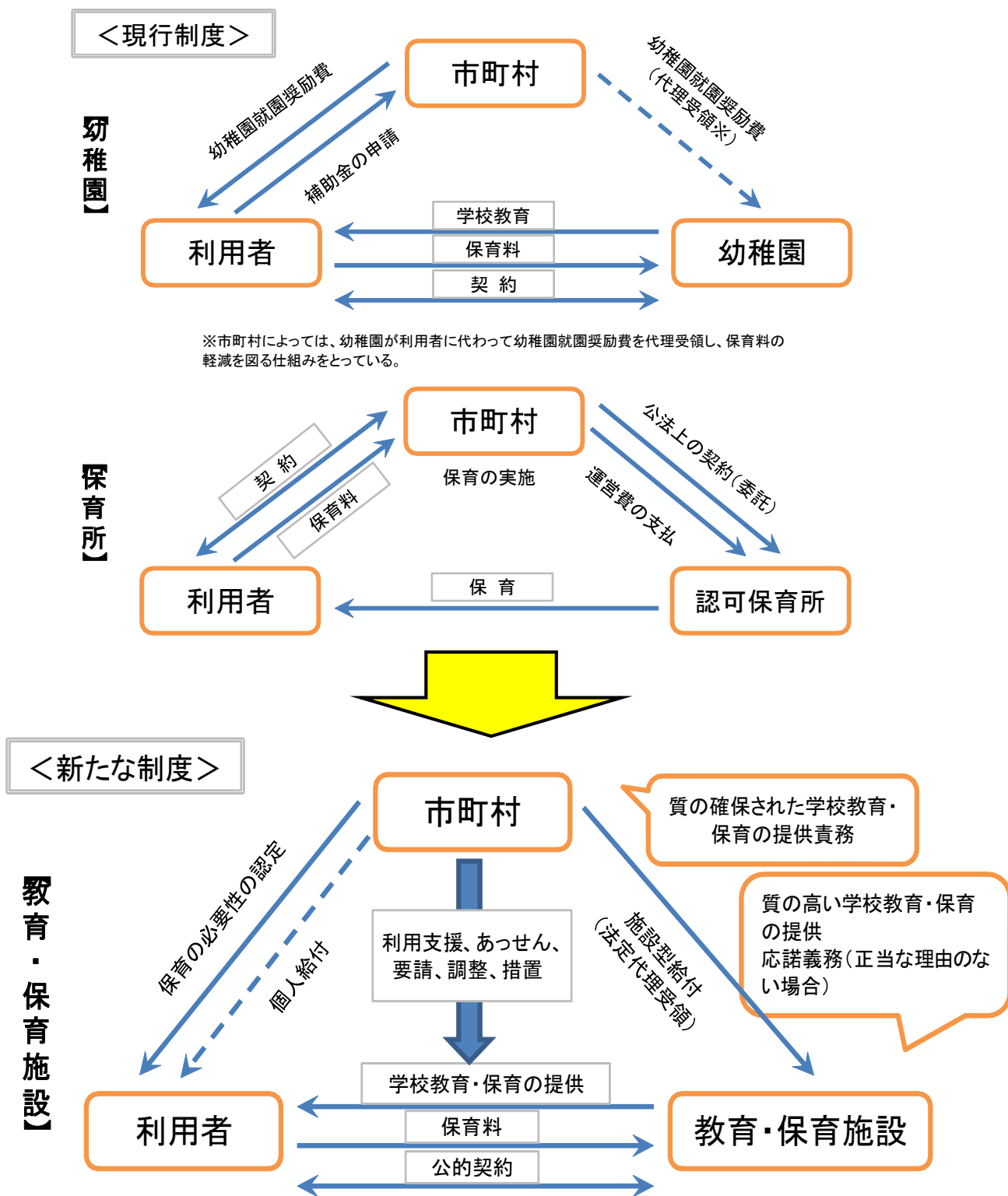
(手順の流れ)



(保育の必要性の認定に係る「事由」について)

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令第27条・再掲)	新制度における「保育の必要性」の事由(案)
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>① 昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)</p> <p>⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>① 就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。</p> <p>② 妊娠、出産</p> <p>③ 保護者の疾病、障害</p> <p>④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤ 災害復旧</p> <p>⑥ 求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧ 虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

(参考) 【施設型給付と地域型保育給付の利用手続きと給付の流れのイメージ】



※ 児童福祉法第 24 条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。

この場合の契約は、市町村と利用者の間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

※ 子ども・子育て支援給付に、多様な保育事業を行う事業者を対象とした地域型保育給付も含まれ、上記の整理は、地域型保育給付にも共通する。

(6) 地方版子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条の規定により、条例で定めるところによる審議会その他の合議制の機関である。

(役割)

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に対して意見する。
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に対して意見する。
- ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に対して意見する。
- ・ 施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び実施状況を調査審議する。

※ 地方版子ども・子育て会議には、計画の策定のみではなく、その後の点検・評価・見直しまで（PDCAサイクル）を一貫して関与する場として重要な役割を果たすことが期待されている。

(想定される審議内容)

- ・ 潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか
(過剰に見積もっていないか、不足していないか)
- ・ 教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスの在り方、教育・保育の提供体制の在り方や目標が適切であるか
- ・ ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・ 費用の使途実績の調査や事業の点検評価を行う
(給付・事業ごとにそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など)

(7) 子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての受給計画として策定が義務付けられている。

○計画書に記載すべき事項

(1) 必須記載事項 *必ず記載する事項

記 載 事 項	
①	教育・保育提供区域の設定
②	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
③	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
④	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

(2) 任意記載事項 *市の判断により計画に記載する事項

記 載 事 項	
①	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
②	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との調整
③	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○記載事項の詳細

(1) -① 教育・保育提供区域

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定することとなっている。
- ・事業計画には、設定した区域ごとに「量の見込み」・「確保方策」を設定する。
- ・区域としては、小学校区、中学校区、行政区などが想定される。

(1) -② 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

量の見込みについては、現在の保育所等の利用状況に、**利用希望**を踏まえて設定する。
また、設定した量の見込みに対応するように教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定する。

(イメージ) * 区域ごとに作成

		1年目			2年目			…
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	…
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	…
	地域型保育事業	/	/	20人	/	/	30人	…
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	…

* 「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までには量の見込みの不足を解消を目指すこととなっている。

(1) -③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

・量の見込みについては、現在の地域子ども・子育て支援事業の利用状況に、利用希望を踏まえて設定する。

・設定した量の見込みに対応するように事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定する。

(イメージ) * 区域ごとに作成

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	...
①量の見込み	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	...
②確保の内容	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	...
②-①	0	0	...

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	...
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	...
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	...
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	...

- ・
- ・ ※事業ごとに記載
- ・

* 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室などとの連携に努めることとされている。

(1) -④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

・認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性など)

・質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

・幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進

・保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

(2) - ① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供する旨を記載
- ・0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載

(2) - ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との調整

- ・都道府県が行う施策との連携に関する事項を記載
- ・各市町村の実情に応じた施策を記載

(2) - ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携を図り、地域の実情に応じた取組内容を記載
 - * 労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - * 好事例の収集・提供等
 - * 企業における研修の実施等
 - * 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
 - * 公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組み企業の取り組み支援
- ・仕事と子育ての両立のための基盤整備を記載